

市従発 第28号
2021年5月20日

大阪広域環境施設組合
管理者 松井 一郎 様

大阪市従業員労働組合
執行委員長 藤本 初雄

2021自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は、2021現業・公企統一闘争を産別統一闘争として「自治体現場力の回復による質の高い公共サービスの確立」を基本目標に掲げ「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしています。

また、自治労は昨年12月の環境省交渉において、気候非常事態への対策や、温室効果ガスの排出ゼロに向けた取り組みが各国で進められている中、日本国内においても、気候変動が起因とされる災害が毎年のように発生しており、これまで以上の防災・減災対策や万全な災害廃棄物処理体制、さらに、天然資源の消費抑制など、環境負荷を低減させる取り組み強化が求められています。そうしたことから、焼却工場における長寿命化や、高効率発電に向けた施設整備を促進するために「循環型社会形成推進交付金制度」における交付金の増額をはじめ、10点にわたる要求項目を要請してきました。

こうしたことから、大阪広域環境施設組合としても、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、より一層、環境保全に向けた取り組みを進めつつ、今後も予測される大規模自然災害の発生を踏まえ、防災・減災・縮災に向けた災害対策の推進をはじめ廃棄物を適正に処理し安定した処理体制の確立を図り、廃棄物行政にかかる公的役割と責務を果たすべきであると考えます。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化し、廃棄物処理に携わる労働者は、感染するリスクへの不安や多くの課題を抱えながらも、社会インフラを守るため、様々な工夫を行いながら業務に従事しています。

市従組合員は、地域公共サービスの担い手としての自覚と責任、誇りを持って日常業務を遂行し、災害発生による緊急・初動時の即応体制を整えるなど、各現場で培ってきた技術・技能、知識や経験を最大限発揮し、市民の視点に立った「質の高い公共サービス」を提供しています。

これからも市従は、災害対策の充実・強化など、社会的セーフティネットの確立に向け「質の高い公共サービス」の提供と「職の確立」を図るために組織の総力を挙げて現業職場活性化運動に邁進する決意です。

そうしたことから、大阪広域環境施設組合として、組合員が「働きがい・やりがい」を持って、安心して働くことができる勤務・労働条件及び業務執行体制を確立するよう強く要請し、下記の要求項目の実現に向けて誠意を持って対応されることを要求いたします。

記

1. コストのみを優先した事業運営ではなく、環境保全・資源循環型社会に向けた取り組みや災害対策などを推進し、廃棄物行政にかかる公的役割と責務を果たすこと。また、市民の安心と安全を守るための必要な要員を確保すること。
2. 現業管理体制のさらなる充実・強化を図るとともに、業務内容の変化に伴う仕事の質の多様化に対応できる業務執行体制を確立すること。
3. 自律的な組織運営を担えるよう新たな転任制度の確立を図ること。
4. 市民サービスの充実と円滑な業務を遂行することはもとより、多種・多様化する市民ニーズに即応するため、技能職員の持つ知識や技能・経験を最大限いかせるよう、組合員の勤務労働条件の改善について、本部―大阪広域環境施設組合及び、支部―所属間で労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。
5. 「質の高い公共サービス」を提供するため、技能職員の持つ知識や技術・技能を最大限発揮できるよう、研修体制の充実を図ること。
6. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう技能労務職給料表1級から2級への昇格条件を改善するとともに、55歳以上の昇給を再開すること。また、2級班員制度については、都度の検証を行うことはもとより、より良い制度となるよう必要な改善を図ること。
7. 「職員基本条例」に基づく人事考課制度における相対評価を廃止すること。人事評価制度については「公平・公正性、透明性、客観性、納得性」を確保し、人材育成を主眼として、個々の資質向上を図るための制度とすること。
8. 定年退職後、再就職を希望する全職員の雇用確保を図ること。また、高齢者雇用制度については技能職員の業務実態を踏まえ、多様な働き方が可能となる制度の確立に向け、十分な交渉・協議のもと構築すること。
9. 事務事業の見直しに伴う勤務・労働条件の変更については、十分に労使交渉を行い、労使合意のうえ実施すること。
10. 業務実態に基づく要員配置を行うとともに、要員の見直しに伴う勤務労働条件については十分な労使協議を行うこと。
11. 環境施設組合に働く全ての職員の勤務労働条件の改善を図ること。

12. 新型コロナウイルス感染防止については、市民および職員の安全を確保するためにも、業務執行体制を構築することはもとより、職員が安心して業務に従事できるよう、労働安全衛生面に十分配慮した職場環境の整備を図るなど、最大限の対策を講じること。
13. すべての公務災害・職業病を一掃するという強い決意を持って労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、熱中症対策をはじめ、現場実態に即した労働災害防止対策を講じること。
14. 労働安全衛生面に十分に配慮し、作業実態に見合った作業服等を貸与すること。
15. 労使関係については、法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。

以 上